

仕様書

1. 業務名

若狭湾サイクリングルート モニュメント制作・設置業務

2. 目的

「若狭湾サイクリングルート」は、JR敦賀駅からJR若狭高浜駅までの嶺南6市町の主要観光地を巡る全長126kmのサイクリングルートである。サイクリングルート上に、景観と自転車をつなぐことができるモニュメントを設置することにより、サイクリストの誘客促進、嶺南地域の魅力向上および地域の機運醸成ならびに情報発信力の強化を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

4. 履行場所

若狭湾サイクリングルート展望スポット【県道225号沿】
福井県三方郡美浜町山上（別添「詳細図面等」参照）

5 業務内容

（1）モニュメントの企画・デザイン・設計

サイクリストが足を止め、若狭湾の景観と自身の自転車を撮影して発信したくなるようなモニュメントをデザイン・制作すること。ただし、デザインについては下記のこと

- ① サイクリストの自転車が、設置個所の景色と調和し、相乗的な効果を発揮して写真映えするフォトスポットとして活用できるデザインや形状とすること。
- ② 撮影時において自転車が視覚的な主体となるよう配慮したデザインとすること。車体のチェーンやギアがある「右側」が撮影時に正面に来ることを想定したデザインとすること。
- ③ モニュメントの大きさは最大でもW3,200mm＊D1,200mm＊H1,000mmとすること。（別添「詳細図面等」参照）
- ④ モニュメントの重量・構造は、設置する展望スポットの既設コンクリート板（厚さ10cm）に過大な局所荷重がかからないようなデザイン・構造とすること。
- ⑤ スポーツタイプの自転車は、多くの場合スタンドがついておらず自立できないため、モニュメントに前輪や後輪などを差し込むことができるスリットやレール・スタンドなど、自転車を固定して撮影することを想定したデザインとすること。
- ⑥ 自転車を固定する箇所は、腕力の弱い女性でも容易に設置できるよう、高く持ち上げる必要が無い箇所などにとすること。
- ⑦ わかさいくるのロゴマークをモニュメントの一部に使用すること。

（ロゴマークの詳細については、県HP参照。なお、使用において通常必要となる許可申請は企画提案書や実際の制作時には不要とする。ただし、ロゴマークの色や形に

について、マニュアル記載の「1 基本色表示／バリエーション（カラー）」「2 基本色表示／バリエーション（モノクロ）」を原則遵守するものとするが、当該事業においてデザイン・構造上必要な場合は「3 保護エリア規定／最小使用サイズ」のうち保護エリアに規定した余白を確保できない場合も特別に許可することとする。）【参考：県HP <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakacycle/rogokettei.html>】

⑧ 安全に配慮したデザインであること。

（２）モニュメントの造形・製作・運搬・設置工事

- ① モニュメントの構造および材質については、海岸沿いであることから強風や潮風の影響を受けることも考慮し、防錆や退色の対策など長期の使用に係る経年劣化等への耐久性について考慮すること。
- ② 色彩は周囲の景観と調和するものとし、日本工業規格のZ 8 7 2 1に定める三属性による色の表示方法に規定する彩度が1 0以上の色および明度が3 以下の色は、表示面積の3 分の1を超えて使用しないものであること。また、下地に彩度1 2 以上の色を使用しないこと。
- ③ モニュメントは、強風やもたれかかることで転倒しないよう安全性に配慮して容易に倒壊・損傷することのない構造とするとともに、必要な場合は基礎等を設置すること。
- ④ 設計・制作・運搬・設置・その他付帯工事も積算根拠を提出すること。
- ⑤ 施工にあたっては設置場所の管理者でもある福井県道路管理者の指示に従うこと。
なお、土地使用に関する申請等については委託者が行うこととする。
- ⑥ 万が一、施工中または設置後に下部コンクリート板や盛土に破損・変形が生じた場合は、受注者の責任と費用負担において原状回復（補修・再施工）すること。
- ⑦ その他当該事業に係る関係法令を遵守し、制作・設置を行うこと。

6 成果品

「5 業務内容」に掲げる業務について、県が指定する日までに業務報告書にとりまとめ提出すること。

納入先 福井県嶺南振興局 若狭湾サイクリングルート推進室

7 特記事項

- ・受託者は、本業務委託実施にあたり、委託者と協議のうえ進めること。
- ・本業務の実施において、県と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- ・業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- ・著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）をはじめ、本業務の成果物に関する一切の権利は、委託者である県に帰属する。
- ・処理が困難な事案が生じた場合には、速やかに県に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。

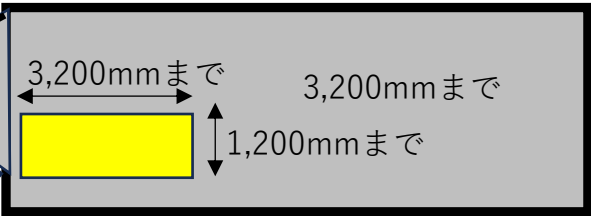
- ・ 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、県と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- ・ 設置から３年以内に構造の破損、固定の不具合、著しい退色や劣化などの不具合が発生した場合は受注者の責任において、必要な修繕の対応を行うこと。

別添 詳細図面等



設置場所想定

一般県道 敦賀美浜線



設置場所想定



設置場所の状況

